

## 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の発行について

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という）は、入所生が旅客鉄道株式会社（以下「JR各社」という）を利用し、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合に、運賃が割引（大人普通旅客運賃の2割引）になるものです。

### 1. 使用目的の範囲

学割証は、学生・生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されていますので、学生なら誰でも無制限に使える制度ではありません。

学割証を発行してもらえる旅行目的としては、

- (1) 休暇や所用での帰省
- (2) 実験・実習、通信による教育を行う学校の面接授業や試験など、正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動、体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職または進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- (6) 傷病の治療、その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

となりますので、ご注意ください。

### 2. 使用枚数

学割証を提出して乗車券を購入するにあたり、乗車券1枚につき学割証も1枚必要になります。

往復の乗車券なら学割証は1枚で済みますが、行きと帰りで別々に片道切符を購入する場合、学割証も2枚必要になります。学割証を申請する際には、前もって何枚必要なのかを確認し、正確な枚数を申請してください。

学割証が適用されるのは「乗車券」のみで、特急券やグリーン券には適用されませんので、ご注意ください。

なお、一人あたりの年間利用枚数制限というものはありませんが、学割証の発行は1の使用目的の範囲に限られますので、決められた使用目的の範囲内でご使用ください。

### 3. 使用期限

学割証の有効期限は、一般学校用は発行から3ヶ月です。ただし、1月以降の有効期限は3ヶ月ではなく、在籍期間の終期までとなりますのでご注意ください。

また、通信課程で利用する通信教育学校用については、面接授業または試験期間等の初日の10日前から終了日の5日後までが有効となります。

#### 4. 使用対象となる鉄道会社

学割証はJR各社が自社の利用に関して発行しているものですので、JR各社のみが対象です。JRバスなどJR系列の会社で適用されるのかどうか、他の鉄道会社・交通機関等に適用されるのかどうかについては、各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社へご確認ください。

一部私鉄やフェリー、バスなどで学割制度を導入している会社がありますが、JRと同じ学割証が必要な場合もあれば、学生証のみで対応してもらえる場合もありますので、必要な書類・手続きについても、利用する交通機関でご確認ください。

#### 5. 学割証利用までの流れ

- ① 必要枚数、用途、必要日を記入した「学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）申請書」及び返送先住所等を記載のうえ所定料金の切手を貼付した返送用封筒（長形3号サイズ）を同封の上、郵送にて事務局へ発行を申請する。学割証発行時に直接受け取れる場合は、郵送以外での申請書提出も受理する。
- ② 事務局は申請受理後、2週間以内に学割証を申請者に発行する。
- ③ 学割証に示された有効期限までに窓口で学割証を提示し、割引普通乗車券を購入（身分証明書の提示も必要）。

なお、学割証によって購入した割引普通乗車券を使用する場合も、身分を証明する証書の提示を求められる場合がありますので、身分証明書の携帯をお願いいたします。

#### 6. その他

学割証に記名された使用者以外が不正利用した場合、学割証を発行していた学校等に対してもペナルティが科される場合があります、今後その学校等に学割証が発行されなくなる可能性があります。

学割証を人に譲るなどの行為は厳に慎んでください。もし、発行された学割証を利用しなくなった場合は、速やかに事務局まで返納してください。